

農地の無断転用は法律違反です

【問い合わせ】白鷹町農業委員会 ☎ 85-6128

農地転用とは

農地を農地以外の用途に転用することです。転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途・・・住宅や工場等の建物敷地、資材置場、建設残土捨場、駐車場など

許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。それらに従わない場合は、工事中止の勧告や原状回復等の命令、罰則が適用になる場合があります。

罰則・・・3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

許可を受けるには

農地法第4条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）、又は農地法第5条（農地所有者と転用者が異なる場合）の許可が必要となりますので、白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。申請書の様式は、山形県又は白鷹町のホームページからダウンロードできます。また、必要な添付書類については、県か町のホームページでご確認ください。なお、手続きについてご不明な点がございましたら、上記までお問い合わせください。

違反転用を発見したら農業委員会に連絡してください！

ゼロカーボンアクション～ひとりひとりができること～

第2回 省エネ家電のゼロカーボンアクション

日本の家庭の電気使用量のうち、約4割は「冷蔵庫」「照明器具」「テレビ」「エアコン」の4つに使われています。家電の省エネ化は毎年進んでおり、実は古い家電を使い続けるよりも、省エネ性能の高い家電に換えることで電気代が節約でき、「もったいない」を防ぐことができる場合もあるのです。

これから、エアコンが欠かせない時期になります。新たにご購入や買い換えを検討されている方は、「省エネ」に注目して製品を選んでみてください。環境省 Web サイト「しんきゅうさん」では、買い換え前後の家電の電気料金や CO₂ 排出量を比較することができます。省エネは、無理のない範囲で実践することが大切です。地球にも家計にもやさしい家電を使い、快適な省エネ生活を送りましょう。

<省エネ家電で、どのくらいの CO₂ 削減につながるの・・・？（年間）>

○冷蔵庫を 10～14 年程度前の製品から最新型の製品に買い換えた場合

・・・1世帯あたりの CO₂ が 163 kg 減

（出典：環境省「ひとりひとりができること ゼロカーボンアクション 30」）

※1世帯（4人家族）が一年間に排出する CO₂ の量はおよそ5トンとされています。



▲環境省 Web サイト

【問い合わせ】町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

「しんきゅうさん」はこちらから

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

●給付金の支給額：1世帯あたり10万円

※令和4年2月～6月の間に、すでに給付を受けた世帯は、新たな支給対象となりません。

●給付金の支給時期：町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の「住民税均等割が非課税」の世帯

白鷹町から確認書が届いたら、返送。
※一部申請が必要な場合があります。
→ 詳しくは「I」へ

令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

申請が必要です

申請期間：令和4年7月14日（木）
令和4年9月30日（金）（予定）

→ 詳しくは「II」へ

注意）いずれの世帯も、市町村民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たしません。

給付金の支給手続き

I - ①令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

（1）世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

→確認書の返送があった対象世帯には、10万円を支給しました。

（2）世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

→申請書を返送した対象世帯には、10万円を支給しました。

※お手元に申請書がある場合で、要件に該当する場合は、お早めにご返送ください。

I - ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

※令和4年2月以降、すでに10万円の給付を受けた世帯を除く。

（1）世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

→対象となる世帯には、基準日（令和4年6月1日）時点の給付内容や確認事項が書かれた確認書を、白鷹町から送ります。確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、返信してください。

（2）世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

→給付金を受け取るには、申請が必要です。該当する可能性がある世帯には申請書をお送りします。

II新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当（※1）となった世帯（家計急変世帯）

→該当する月の給与明細等、家計急変の状況がわかるものをご準備いただき、健康福祉課福祉係へ申請してください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

年収見込額 = 令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍

○住民税非課税となる年間給与と収入の目安（一例）
単身の場合：93万円以下、扶養親族（子1人）を扶養している場合138万円以下

提出期限

提出する書類の内容によって、期限が異なります。

確認書：町が確認書を送付した日から3ヶ月以内

申請書：令和4年9月30日（金）

その他詳細はお問い合わせください。

DVを理由に避難している方で、給付金を申請できる場合があるので、お問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報報の詐欺」にご注意ください！

